

津市国際化推進市民懇談会設置要綱

平成18年1月1日

改正 平成20年9月25日

平成25年3月29日

(設置)

第1条 本市における国際化の総合的な推進を図るため、津市国際化推進市民懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 国際化の在り方に関すること。
- (2) 国際交流に係る推進方策に関すること。
- (3) その他国際化の推進に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、市民部市民交流課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月25日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。